

これまでの筋電電動義手の支給に関する議論の整理

	意見等	関係資料
支給対象者関係	<p>【第1回での議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究用支給において、不支給になった者の理由を踏まえ議論すべき。 ・ 上腕切断者は、前腕切断者と比べ筋電電動義手の重さと肘の問題があるので、前腕と分けて議論すべき。 ・ 医療機関側の評価結果をみて、医療機関側とユーザー側双方の評価を比較した上で議論すべき。 ・ 能動義手など他の義手でなく、筋電電動義手を装着したため、就労時等でどのようなことが拡大、改善したということが一番重要。 ・ 障害者自立支援法では、まずは能動義手を使用していただき、筋電電動義手がなければ生活できない、就労ができないという方に限って特例補装具費として支給している。 <p>【第2回での議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労することが見込まれることを支給要件とすべき。 ・ 真に必要とする者に対して支給することを明確化すべき。 ・ いずれの義手とするか選択できるようにすべき。 ・ 既に何らかの義手が支給されている者と今後新たに義手装着の検討を行う者とは、取扱いを変えるべき。 ・ 筋電電動義手を支給するにあたって、必ずしも能動式義手の使用を義務づける必要はないのではないか。 ・ 筋電については、実際に使用した上でないと、継続的に使用するかどうかの判断は難しいものであるため、試用期間を経て、本支給する方法とすべき。 	資料2

<p>訓練期間関係</p>	<p>【第1回での議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練期間については、ソケットの適合に時間がかかる場合等があるので、訓練が順調ではないケースも考慮して設定すべき。 <p>【第2回での議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練期間中のソケット代は支給すべき。 ・訓練にあたっては、入院だけに限定するべきではない。 ・複数の義手に係る装着訓練が受けられるようにすべき。 	<p>資料2</p>
<p>その他</p>	<p>【第1回での議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の障害者自立支援法の義手の支給状況を調査したところ、義手全体が約200例、そのうち、装飾用義手が約9割、能動式義手が10例、筋電電動義手が4例（うち両腕切断者1例）であった。筋電電動義手は、毎年1桁の支給である。 	
<p>今後の課題</p>	<p>【第1回での議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年後などの使用状況を見ることも重要であるため、中長期的にフォローアップすべきではないか。 	